

日本 LCA 学会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、日本 LCA 学会会則（以下「会則」という。）第 17 条に基づき、会則第 3 条(2)に規定する「LCA を中心とするライフサイクル的思考に関する業績の表彰」の実施について定める。

(表彰の種類)

第2条 本学会に学会功労賞、功績賞、論文賞、奨励賞、特別賞及び国際連携賞を設け、会員及びその連携者を表彰する。

2. 学会功労賞は、日本 LCA 学会の発展に貢献した者を表彰する。
3. 功績賞は、LCA を中心とするライフサイクル的思考の分野において、顕著な業績を挙げた者を表彰する。
4. 論文賞は、日本 LCA 学会誌および提携誌に掲載された原著論文の中から、特に優れた論文を選び、その著者を表彰する。
5. 奨励賞は、LCA を中心とするライフサイクル的思考において独創的な研究による論文、著書等を発表し、将来の活躍が期待できる満 40 歳未満の者を表彰する。
6. 特別賞は、LCA を中心とするライフサイクル的思考の分野において、社会的インパクトのある広報・教育・普及活動で特に貢献した者を表彰する。
7. 国際連携賞 (Excellent International Collaboration Award) は、LCAを中心とするライフサイクル的思考の分野において、優れた国際連携を通じてLCAの活用・普及に主体的に貢献した者及びその連携者を表彰する。

(表彰者選考委員会)

第3条 会長は、理事会の議決を経て、表彰担当役員及び 8 名以内の表彰者選考委員を委嘱する。

2. 表彰担当役員及び表彰者選考委員は、表彰者選考委員会（以下「委員会」という。）を組織する。
3. 委員会の委員長は、表彰担当役員が務める。
4. 委員会は、第 2 条に定める表彰者の選考及びこれに必要な事務を行う。
5. 委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。

(募集方法)

第4条 委員会は正会員に対し、文書又はホームページで、第 2 条に定める表彰に相応しい者の推薦を公告する。学会功労賞、功績賞、論文賞、奨励賞、特別賞については毎年、国際連携賞については2年ごとに公告する。

2. 正会員は、本人以外の正会員 3 名以上の連名をもって、第 2 条に定める表彰に相応しい者を、別に定める推薦書により推薦することができる。
3. 学会功労賞に相応しい者は、理事会が推薦することができる。
4. 論文賞に相応しい論文は、学会誌編集委員会が推薦することができる。
5. 国際連携賞に相応しい者は、国際委員会が推薦することができる。

(表彰者の決定方法)

第5条 委員会は、第 4 条により推薦された者を審議し、各賞の受賞対象者を選考し、その理由を添えて理事会に報告する。

2. 理事会は、委員会の報告を審議し、表彰者を決定する。

(表彰及び記念講演)

第6条 表彰は、原則として研究発表会またはエコバランス国際会議において行う。

2. 学会功労賞、功績賞、論文賞及び奨励賞の受賞者は、原則として研究発表会において受賞記念講演を行う。
3. 国際連携賞の受賞者は、原則としてエコバランス国際会議において受賞記念講演を行う。

(規程の改廃等)

第7条 この規程の改廃は理事会が行う。

2. この規程に定め無き事項については、委員会が決定し、表彰担当理事が理事会に報告する。

- 附則
1. 本規程は、2008年（平成20年）12月3日より施行する。
 2. 2009年（平成21年）7月9日 一部修正
 3. 2015年（平成27年）12月21日 一部修正
 4. 2018年（平成30年）6月14日 一部修正
 5. 2021年（令和3年）12月22日一部修正
 6. 2022年（令和4年）5月16日一部修正